

札幌市立大学大学院学則

平成 21 年 10 月 30 日

学則第 2 号

改正 平成 24 年 4 月学則第 1 号

改正 平成 25 年 4 月学則第 1 号

改正 平成 27 年 4 月学則第 2 号

改正 平成 28 年 4 月学則第 2 号

改正 平成 29 年 4 月学則第 2 号

改正 平成 30 年 4 月学則第 2 号

改正 令和 3 年 3 月学則第 1 号

改正 令和 5 年 4 月学則第 2 号

改正 令和 6 年 4 月学則第 1 号

改正 令和 7 年 4 月学則第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 運営組織（第 5 条－第 10 条）

第 3 章 学年、学期及び休業日（第 11 条－第 13 条）

第 4 章 標準修業年限及び在学年限（第 14 条・第 15 条）

第 5 章 入学（第 16 条－第 24 条）

第 6 章 授業科目、履修方法等（第 25 条－第 33 条）

第 7 章 休学、復学、転学、転研究科、留学、退学及び除籍（第 34 条－第 41 条）

第 8 章 課程の修了及び学位（第 42 条・第 43 条）

第 9 章 賞罰（第 44 条・第 45 条）

第 10 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生（第 46 条－第 52 条）

第 11 章 授業料等（第 53 条）

第 12 章 補則（第 54 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 札幌市立大学（以下「本学」という。）大学院は、人間重視の考え方を基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、

知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的とする。

(評価)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら又は外部の点検及び評価（以下「自己点検評価及び外部評価」という。）を行うものとする。

2 自己点検評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第3条 本学大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(研究科、専攻及び定員)

第4条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

デザイン研究科 デザイン専攻

看護学研究科 看護学専攻

2 各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) デザイン研究科博士前期課程 地域社会全体に内在する様々な課題に対してデザインによる解決策を教育研究することにより、高度で専門的なデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、地域再生・活性化などの貢献を果たす。
- (2) デザイン研究科博士後期課程 自立した研究者として独創的な視点から社会課題を発見するとともに、深く研究に取り組み、デザイン分野における学術理論及び技能の高度化の追究を通じて、社会への貢献を果たす。
- (3) 看護学研究科博士前期課程 保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組む高度な看護実践能力を有する看護職及び総合的な調整能力を有する看護管理者の育成を目指し、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。
- (4) 看護学研究科博士後期課程 自立した研究者として、様々な看護現象に対して深く研究に取り組み、看護の枠組みの再構築やシステム開発、技術開発などを行い、看護分野における学術理論及び技能の高度化の追究を通じて、社会への貢献を果たす。

3 本学大学院の定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
デザイン研究科	デザイン専攻	18人	36人	3人	9人
看護学研究科	看護学専攻	18人	36人	3人	9人

計	36人	72人	6人	18人
---	-----	-----	----	-----

第2章 運営組織

(職員)

第5条 本学大学院の職員は、本学の職員をもって充てる。

(研究科長)

第6条 研究科に研究科長を置き、当該研究科に関する事項を掌理する。

2 研究科長の任期及び選考については、別に定める。

(専攻長)

第7条 学長は、研究科の教育研究、運営の観点から設置が必要と認める場合は、当該研究科の専攻に専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、研究科長を補佐し、専攻に関する校務をつかさどる。

(研究科教授会)

第8条 研究科に、それぞれの研究科の重要事項を審議するために研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、研究科長及び研究科において特別研究・課題研究を担当する教授をもって構成する。ただし、必要に応じて、その他の教授、准教授等の職員を加えることができる。

3 研究科教授会は、法令で定めるその権限に属する事務を処理するほか、当該研究科教授会を置く研究科の教育研究等に関する重要事項を審議する。

4 前3項に定めるもののほか、研究科教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科代議員会)

第9条 研究科教授会は、当該研究科教授会を組織する職員のうちの一部の者をもって組織する研究科代議員会を置くことができる。

2 研究科教授会は、当該研究科教授会の定めるところにより、研究科代議員会の議決をもって、当該研究科教授会の議決とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、研究科代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第10条 本学大学院に、本学の職員で組織する委員会その他必要な会議を置くことができる。

2 前項の委員会その他必要な会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 本学大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 前条の学年は、次の各号に掲げる2つの学期に分けるものとし、その期間は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目の開始日は別に定めることができる。

(休業日)

第13条 本学大学院における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、学長が、特に必要があると認める場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日において授業を行うことができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

第4章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第14条 本学大学院博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

2 本学大学院博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第15条 在学期間は、博士前期課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては6年を、それぞれ超えることができない。ただし、第21条及び第22条の規定により入学した者、第38条の規定により転研究科した者又は第39条の規定により留学した者は、それぞれ第24条、第38条第2項又は第39条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。また、第23条の規定により入学した者については別に定める。

第5章 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が教育上支障がないと認めるときは、後期の初めとすることができる。

(入学の資格)

第17条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (9) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (13) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 学校教育法施行規則第156条第5号の規定により、文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第4号に定める国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（入学志願の手続）

第18条 本学大学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める入学願書その他本学大学院が必要と認める書類を提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

第19条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第20条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める入学手続に関する書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対し、入学を許可するものとする。

（編入学）

第21条 学長は、大学院（外国の大学院を含む。次条において同じ。）を修了し、又は退学した者で本学大学院に編入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学）

第22条 学長は、他の大学院に在籍している者で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、

選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第23条 学長は、本学大学院を退学した者で再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第24条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数その他編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、学長が研究科教授会に意見を求めた上、決定する。

第6章 授業科目、履修方法等

(授業及び研究指導)

第25条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

第26条 本学大学院の授業科目の種類及びその単位数、並びに学生が取得すべき単位数は別表1から別表4のとおりとする。

2 本学大学院の授業科目の単位数は、次に掲げる科目別に区分して定めるものとする。

- (1) 履修により修得した単位数を修了の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目(以下「修了単位認定科目」という。)でその履修を義務付けられているもの(別表1から別表4において「必修科目」という。)
- (2) 修了単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの(別表1から別表4において「選択科目」という。)
- (3) 修了単位認定科目以外のもの(別表1から別表4において「自由科目」という。)

3 各授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

(授業の方法等)

第26条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法、単位の授与及び成績の評価)

第27条 本学大学院の単位の計算方法、単位の授与及び成績の評価については、札幌市立大学学則(平成18年学則第1号)第33条から第35条の規

定を準用する。

（他の研究科又は学部の授業科目の履修）

第28条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、教授会又は研究科教授会の議を経て、学生に他の研究科または学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、別に定める。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第29条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、研究科教授会の議を経て、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第30条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院、研究所その他別に定める機関（以下「他の大学院等」という。）と本学大学院との協議に基づき、研究科教授会の議を経て、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合において、当該研究指導を受けさせる期間は、博士前期課程及び博士後期課程それぞれの課程において1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、本学大学院で受けた研究指導とみなす。

（入学前の既修得単位等の認定）

第31条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、また、第29条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第32条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第33条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第14条の規定にかかわらず標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、転研究科、留学、退学及び除籍

(休学)

第34条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することのできない学生が休学を申し出たときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、研究科教授会に意見を求めた上、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学することができる期間（以下「休学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、博士前期課程においては通算して2年を、博士後期課程においては通算して3年を、それぞれ超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 学長は、第34条の規定により休学した学生の休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、研究科教授会に意見を求めた上、復学を許可することができる。

(転学)

第37条 学長は、他の大学院への入学又は転入学を志願する学生があるときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

(転研究科)

第38条 学長は、他の研究科への転研究科を志願する学生があるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科教授会に意見を求め、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定により許可を得て転研究科した学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに本学大学院に在学すべき年数については、学長が研

究科教授会に意見を求めた上、決定する。

(留学)

第 39 条 学長は、外国の大学院への留学を志願する学生があるときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

2 前項の規定により許可を得て留学した学生の本学大学院に在学すべき年数については、学長が研究科教授会に意見を求めた上、決定する。

(退学)

第 40 条 学長は、退学しようとする学生があるときは、研究科教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。

(除籍)

第 41 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科教授会に意見を求めた上、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 在学年限を超えて在学する者
- (3) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 8 章 課程の修了及び学位

(博士前期課程の修了)

第 42 条 学長は、本学大学院博士前期課程に 2 年（第 21 条から第 23 条までの規定により入学した者、第 38 条第 1 項の規定により転研究科した者又は第 39 条第 1 項の規定により留学した者にあつては、それぞれ第 24 条、第 38 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別表 2 に定める単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う修士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会に意見を求め、当該課程の修了を認定する。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 修士論文の審査及び試験については、別に定める。

4 学長は、第 1 項の規定により当該課程の修了を認定した者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

(博士後期課程の修了)

第 42 条の 2 学長は、本学大学院博士後期課程に 3 年（第 21 条から第 23 条までの規定により入学した者、第 38 条第 1 項の規定により転研究科した

者又は第39条第1項の規定により留学した者にあつては、それぞれ第24条、第38条第2項又は第39条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別表4に定める単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会に意見を求め、当該課程の修了を認定する。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士論文の審査及び試験については、別に定める。

3 学長は、第1項の規定により当該課程の修了を認定した者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

（学位）

第43条 学長は、課程の修了を認定した者に対し、研究科の課程の区分に応じ、それぞれ以下の学位を授与する。

研究科名	専攻名	研究科の課程の区分	
		博士前期課程	博士後期課程
デザイン研究科	デザイン専攻	修士（デザイン学）	博士（デザイン学）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）	博士（看護学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

（表彰）

第44条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者を表彰することができる。

（懲戒）

第45条 学長は、学生がこの学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、当該学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の処分とする。

3 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為をした者

4 懲戒の手続は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び

外国人留学生

(研究生)

第46条 学長は、本学大学院において特定の専門分野について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学大学院において特定の授業科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3 前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第27条の規定を準用する。

(聴講生)

第48条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第49条 学長は、他の大学院等の学生で、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院等との協議に基づき、研究科教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学大学院において特定の授業科目を履修したものに対して、単位を与えることができる。

3 前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第27条の規定を準用する。

(研修生)

第50条 学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学大学院に派遣の申出があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第51条 学長は、外国人で、大学院において教育を受ける目的で入国し、本学大学院に入学することを志願する者があるときは、研究科教授会の議を経

て、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第 5 2 条 第 4 6 条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 1 章 授業料等

(授業料等)

第 5 3 条 本学大学院の授業料、入学料及び入学検定料の額、納付方法その他授業料、入学料及び入学検定料に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 章 補則

(委任)

第 5 4 条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則 (平成 2 4 年学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則 (平成 2 5 年学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 4 月学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則 (平成 2 8 年 4 月学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則 (平成 2 9 年学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則（平成 30 年学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則（令和 3 年学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則（令和 5 年学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(省 略)

附 則（令和 7 年学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、附則別表 1 のとおりとする。
- 3 平成 27 年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、附則別表 2 のとおりとする。
- 4 平成 28 年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、附則別表 3 のとおりとする。
- 5 平成 29 年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、附則別表 4 のとおりとする。
- 6 平成 29 年度以前に看護学研究科看護学専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、当該授業科目の種類及びその単位数については附則別表 5 のとおりとし、

当該これらの学生が修得すべき単位数については附則別表 6 のとおりとする。

- 7 令和 4 年度以前にデザイン研究科デザイン専攻博士後期課程又は看護学研究科看護学専攻博士後期課程に入学した学生に係る修了については、第 4 2 条の 2 第 1 項ただし書きを適用しない。
- 8 平成 3 0 年度から令和 5 年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、附則別表 7 のとおりとする。
- 9 令和 6 年度にデザイン研究科デザイン専攻博士前期課程に入学した学生に係る授業科目の種類及びその単位数並びにこれらの学生が修得すべき単位数については、この学則による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、附則別表 8 のとおりとする。

別表 1 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分		授業科目名	区分及び単位数			修了要件
			必修	選択	自由	
研究科連携科目		国際関係特論		2		4 単位以上
		少子高齢社会特論		2		
		健康福祉政策特論		2		
		地域経済政策特論		2		
		ヒューマニティ特論		2		
		コミュニケーション特論		2		
		連携プロジェクト演習		2		
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		デザイン研究法		2		
		デザインマネジメント特論		2		
	展開科目	建築計画特論		2		12 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		建築環境学特論		2		
		建築構造デザイン特論		2		
		日本建築史特論		2		
		景観デザイン特論		2		
		地域環境評価特論		2		
		環境共生デザイン特論		2		
		環境マネジメント特論		2		
		現代芸術特論		2		
		メディアプロデュース特論		2		
		地域ブランド構築特論		2		
		地域イノベーション特論		2		
		環境植栽利用学特論		2		
		ユニバーサルデザイン特論		2		
		製品造形特論		2		
		製品評価特論		2		
		メカトロニクス特論		2		
		インタフェースデザイン特論		2		
		製品デザイン特論		2		
		感性価値特論		2		
		認知・感性科学特論		2		
		インタラクションデザイン特論		2		
		映像デザイン特論		2		
		ビジュアルデザイン特論		2		
		コンピュテショナル・アート特論		2		
		数理・データサイエンス特論		2		
		協創デザイン特論		2		
		デザイン特別演習	2			
	実践科目	地域プロジェクト演習	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		地域創成デザイン特別セミナー A		2		
		地域創成デザイン特別セミナー B		2		
		インターンシップ I		2		
		インターンシップ II			4	
	修了研究	特別研究 I	3			6 単位
		特別研究 II	3			

別表1 看護学研究科看護学専攻〔博士前期課程〕

区分			授業科目の名称	区分及び単位数			修了要件			
				必修	選択	自由				
研究科連携科目	国際関係特論				2		4単位以上			
	少子高齢社会特論				2					
	健康福祉政策特論				2					
	地域経済政策特論				2					
	ヒューマニティ特論				2					
	コミュニケーション特論				2					
	連携プロジェクト演習				2					
専門教育科目	専門基礎科目	看護理論特論			2			8単位以上 (専門看護師認定希望者14単位以上)		
		看護研究法特論			2					
		看護倫理学特論				2				
		看護管理学特論				2				
		臨床哲学特論				2				
		看護コンサルテーション特論				2				
		看護専門職教育特論				2				
		継続教育特論				2				
		寒冷地生活支援看護学特論				2				
		家族看護学特論				2				
		フィジカルアセスメント論				2				
		病態生理学特論				2				
		臨床薬理学特論				2				
		専門教育科目	実践看護学分野	地域生活看護学領域	地域生活看護学特論					2
	老年看護学特論					2				
	在宅看護学特論A					1				
	在宅看護学特論B					1				
	在宅看護学特論C					2				
	在宅看護学特論D					2				
	在宅看護学特論E					2				
	地域看護学特論					2				
	地域生活看護学演習					2				
	老年看護学演習					2				
	在宅看護学演習					2				
	地域看護学演習					2				
	高度在宅看護学実習Ⅰ					2				
	高度在宅看護学実習Ⅱ					3				
	高度在宅看護学実習Ⅲ					3				
	高度在宅看護学実習Ⅳ				2					

専門教育科目	専門科目	母子看護学領域	母子看護学特論		2		1つの領域から 8単位以上 (専門看護師認定希望者22単位以上)	研究科連携科目及び専門教育科目のうちから2単位以上	
			母性看護学特論		2				
			小児看護学特論A		2				
			小児看護学特論B		2				
			小児看護学特論C		1				
			小児看護学特論D		1				
			小児看護学特論E		2				
			母子看護学演習		2				
			母性看護学演習		2				
			小児看護学演習A		2				
			小児看護学演習B		2				
			高度小児看護学実習Ⅰ		2				
			高度小児看護学実習Ⅱ		4				
			高度小児看護学実習Ⅲ		4				
			実践看護学分野	成人看護学領域	成人看護学特論				2
		急性期看護学特論				2			
		慢性期看護学特論				2			
		がん看護学特論				2			
		急性期病態管理学特論				2			
		クリティカルケア看護学特論				2			
		アドバンスト・フィジカルアセスメント論				2			
		がん看護学援助特論				2			
		がん薬物療法看護特論				2			
		がん看護・緩和ケア特論				2			
		がん病態治療特論				2			
		成人看護学演習				2			
		急性期看護学演習				2			
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ				2			
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ				2			
		慢性期看護学演習				2			
		がん薬物療法看護演習				2			
		がん看護・緩和ケア演習				2			
		高度急性期看護学実習Ⅰ				3			
		高度急性期看護学実習Ⅱ				3			
		高度急性期看護学実習Ⅲ				2			
		高度急性期看護学実習Ⅳ				2			
		高度がん看護学実習Ⅰ				2			
		高度がん看護学実習Ⅱ				4			
		高度がん看護学実習Ⅲ		4					

専門教育科目	専門科目	実践看護学分野	精神看護学領域	精神看護学特論A		2		1つの領域から 8単位以上 (専門看護師認定希望者22単位以上)	研究科連携科目及び専門教育科目のうちから2単位以上
				精神看護学特論B		2			
				精神看護学特論C		2			
				精神看護学特論D		2			
				慢性期精神看護学特論		1			
				精神看護学演習A		2			
				精神看護学演習B		2			
				慢性期精神看護学演習		1			
				高度精神看護学実習Ⅰ		2			
				高度精神看護学実習Ⅱ		2			
				高度精神看護学実習Ⅲ		4			
				高度精神看護学実習Ⅳ		2			
		看護技術学領域	看護技術学特論Ⅰ		2				
			看護技術学特論Ⅱ		2				
			看護技術学演習Ⅰ		2				
			看護技術学演習Ⅱ		2				
		看護マネジメント学分野	看護教育・管理 学領域	看護教育・看護マネジメント学特論		2			
				看護教育学特論		2			
				看護マネジメント学特論		2			
				看護教育・看護マネジメント学演習		2			
				看護教育学演習		2			
				看護マネジメント学演習		2			
	研究	研究	特別研究		8		8単位 (専門看護師認定希望者4単位)		
			課題研究		4				

別表2 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
研究科連携科目	—	4	—	4
専門教育科目	12	14	—	26
基本科目	2	2	—	4
展開科目	2	10	—	12
実践科目	2	2	—	4
修了研究	6	—	—	6
合 計	12	18	—	30

別表2 看護学研究科看護学専攻〔博士前期課程〕

区分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
研究科連携科目	—	4	—	4
専門教育科目	4	20	—	24
専門基礎科目	4	4	—	8
専門科目	—	16	—	16
選択する領域・分野から	—	8	—	8
研究	—	8	—	8
合 計	4	26	—	30

(専門看護師の認定を希望する場合)

区分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
研究科連携科目	—	4	—	4
専門教育科目	4	36	—	40
専門基礎科目	4	10	—	14
専門科目	—	26	—	26
選択する領域・分野から	—	22	—	22
研究	—	4	—	4
合 計	4	42	—	46

別表3 デザイン研究科デザイン専攻〔博士後期課程〕

区分	授業科目名	区分及び単位数			修了要件
		必修	選択	自由	
基本科目	横断型連携特別演習	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
	人間空間デザイン研究法		2		
	人間情報デザイン研究法		2		
展開科目	人間空間デザイン特講		2		4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
	人間情報デザイン特講		2		
	博士デザイン特別演習	2			
研究指導科目	博士特別研究Ⅰ	2			8 単位
	博士特別研究Ⅱ	2			
	博士特別研究Ⅲ	4			

別表3 看護学研究科看護学専攻〔博士後期課程〕

区分	授業科目名	区分及び単位数			修了要件
		必修	選択	自由	
博士後期連携科目	横断型連携特別演習	2			2 単位
博士後期専門科目	看護学特講	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
	看護技術学特別演習		2		
	実践看護学特別演習		2		
	機能看護学特別演習		2		
博士後期研究指導科目	後期特別研究Ⅰ	2			8 単位
	後期特別研究Ⅱ	2			
	後期特別研究Ⅲ	4			

別表 4 デザイン研究科デザイン専攻〔博士後期課程〕

区分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
基本科目	2	2	－	4
展開科目	2	2	－	4
研究指導科目	8	－	－	8
合 計	12	4	－	16

別表 4 看護学研究科看護学専攻〔博士後期課程〕

区分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
博士後期連携科目	2	－	－	2
博士後期専門科目	2	2	－	4
博士後期研究指導科目	8	－	－	8
合 計	12	2	－	14

附則別表 1 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分		授業科目名	区分及び単位数			修了要件
			必修	選択	自由	
研究科連携科目		国際関係特論		2		4 単位以上
		少子高齢社会特論		2		
		健康福祉政策特論		2		
		地域経済政策特論		2		
		ヒューマニティ特論		2		
		コミュニケーション特論		2		
		連携プロジェクト演習		2		
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		デザイン研究法		2		
		デザインマネジメント特論		2		
	展開科目	建築計画特論		2		12 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		建築環境学特論		2		
		建築構造デザイン特論		2		
		日本建築史特論		2		
		景観デザイン特論		2		
		地域環境評価特論		2		
		環境共生デザイン特論		2		
		環境マネジメント特論		2		
		構法デザイン特論		2		
		製品造形特論		2		
		製品評価特論		2		
		メカトロニクス特論		2		
		インタフェースデザイン特論		2		
		インタラクションデザイン特論		2		
		ソシオデザイン特論		2		
		形状情報処理特論		2		
		造形表現特論		2		
		映像デザイン特論		2		
		ビジュアルデザイン特論		2		
		現代芸術特論		2		
		メディアプロデュース特論		2		
		地域ブランド構築特論		2		
		認知・感性科学特論		2		
		デザイン特別演習	2			
	実践科目	地域プロジェクト演習	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		地域創成デザイン特別セミナー A		2		
		地域創成デザイン特別セミナー B		2		
		インターンシップ I		2		
		インターンシップ II			4	
	修了研究	特別研究	6			6 単位

附則別表 2 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分		授業科目名	区分及び単位数			修了要件
			必修	選択	自由	
研究科連携科目		国際関係特論		2		4 単位以上
		少子高齢社会特論		2		
		健康福祉政策特論		2		
		地域経済政策特論		2		
		ヒューマニティ特論		2		
		コミュニケーション特論		2		
		連携プロジェクト演習		2		
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		デザイン研究法		2		
		デザインマネジメント特論		2		
	展開科目	建築計画特論		2		12 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		建築環境学特論		2		
		建築構造デザイン特論		2		
		日本建築史特論		2		
		景観デザイン特論		2		
		地域環境評価特論		2		
		環境共生デザイン特論		2		
		環境マネジメント特論		2		
		製品造形特論		2		
		製品評価特論		2		
		メカトロニクス特論		2		
		インタフェースデザイン特論		2		
		インタラクションデザイン特論		2		
		形状情報処理特論		2		
		造形表現特論		2		
		映像デザイン特論		2		
		ビジュアルデザイン特論		2		
		現代芸術特論		2		
		メディアプロデュース特論		2		
		地域ブランド構築特論		2		
		認知・感性科学特論		2		
		デザイン特別演習	2			
	実践科目	地域プロジェクト演習	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		地域創成デザイン特別セミナー A		2		
		地域創成デザイン特別セミナー B		2		
		インターンシップ I		2		
		インターンシップ II			4	
	修了研究	特別研究	6			6 単位

附則別表 3 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分		授業科目名	区分及び単位数			修了要件
			必修	選択	自由	
研究科連携科目		国際関係特論		2		4 単位以上
		少子高齢社会特論		2		
		健康福祉政策特論		2		
		地域経済政策特論		2		
		ヒューマニティ特論		2		
		コミュニケーション特論		2		
		連携プロジェクト演習		2		
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		デザイン研究法		2		
		デザインマネジメント特論		2		
	展開科目	建築計画特論		2		12 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		建築環境学特論		2		
		建築構造デザイン特論		2		
		日本建築史特論		2		
		景観デザイン特論		2		
		地域環境評価特論		2		
		環境共生デザイン特論		2		
		環境マネジメント特論		2		
		製品造形特論		2		
		製品評価特論		2		
		メカトロニクス特論		2		
		インタフェースデザイン特論		2		
		製品デザイン特論		2		
		認知・感性科学特論		2		
		インタラクションデザイン特論		2		
		形状情報処理特論		2		
		造形表現特論		2		
		映像デザイン特論		2		
		ビジュアルデザイン特論		2		
		現代芸術特論		2		
		メディアプロデュース特論		2		
		地域ブランド構築特論		2		
		デザイン特別演習	2			
	実践科目	地域プロジェクト演習	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		地域創成デザイン特別セミナー A		2		
		地域創成デザイン特別セミナー B		2		
		インターンシップ I		2		
		インターンシップ II			4	
	修了研究	特別研究	6			6 単位

附則別表 4 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分		授業科目名	区分及び単位数			修了要件
			必修	選択	自由	
研究科連携科目		国際関係特論		2		4 単位以上
		少子高齢社会特論		2		
		健康福祉政策特論		2		
		地域経済政策特論		2		
		ヒューマニティ特論		2		
		コミュニケーション特論		2		
		連携プロジェクト演習		2		
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		デザイン研究法		2		
		デザインマネジメント特論		2		
	展開科目	建築計画特論		2		12 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		建築環境学特論		2		
		建築構造デザイン特論		2		
		日本建築史特論		2		
		景観デザイン特論		2		
		地域環境評価特論		2		
		環境共生デザイン特論		2		
		環境マネジメント特論		2		
		製品造形特論		2		
		製品評価特論		2		
		メカトロニクス特論		2		
		インタフェースデザイン特論		2		
		製品デザイン特論		2		
		感性価値特論		2		
		認知・感性科学特論		2		
		インタラクションデザイン特論		2		
		形状情報処理特論		2		
		映像デザイン特論		2		
		ビジュアルデザイン特論		2		
		現代芸術特論		2		
		メディアプロデュース特論		2		
		地域ブランド構築特論		2		
		デザイン特別演習	2			
	実践科目	地域プロジェクト演習	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		地域創成デザイン特別セミナー A		2		
		地域創成デザイン特別セミナー B		2		
		インターンシップ I		2		
		インターンシップ II			4	
	修了研究	特別研究	6			6 単位

附則別表 5 看護学研究科看護学専攻〔博士前期課程〕

区分				授業科目名	区分及び単位数			修了要件	
					必修	選択	自由		
研究科連携科目				国際関係特論		2		4 単位 以上	
				少子高齢社会特論		2			
				健康福祉政策特論		2			
				地域経済政策特論		2			
				ヒューマニティ特論		2			
				コミュニケーション特論		2			
				連携プロジェクト演習		2			
専門教育科目	専門基礎科目			看護理論特論	2			8 単位 以上	
				看護研究法特論	2				
				看護倫理学特論		2			
				看護管理学特論		2			
				臨床哲学特論		2			
				看護コンサルテーション特論		2			
				看護専門職教育特論		2			
				継続教育特論		2			
				寒冷地生活支援看護学特論		2			
				家族看護学特論		2			
	実践看護学分野	地域生活看護学領域			地域生活看護学特論		2		一つの領域から 8 単位以上 (専門看護師認定希望者16単位以上)
					老年看護学特論		2		
					在宅看護学特論		2		
					地域看護学特論		2		
					地域生活看護学演習		2		
					老年看護学演習		2		
					在宅看護学演習		2		
					地域看護学演習		2		
		母子看護学領域			母子看護学特論		2		
					母性看護学特論		2		
					小児看護学特論Ⅰ		2		
					小児看護学特論Ⅱ		2		
					小児看護学特論A		2		
					小児看護学特論B		2		
					小児看護学特論C		1		
					小児看護学特論D		1		
					母子看護学演習		2		
					母性看護学演習		2		
					小児看護学演習		2		
					小児看護学演習A		2		
					小児看護学演習B		2		
					小児看護学実習Ⅰ		4		
					小児看護学実習Ⅱ		2		

		成人看護学領域	成人看護学特論		2		8単位 (専門看護師認定希望者 4単位)
			急性期看護学特論		2		
			慢性期看護学特論		2		
			がん看護学特論		2		
			急性期病態管理学特論		2		
			クリティカルケア看護学特論		1		
			がん看護学・緩和ケア特論		1		
			がん看護学・緩和ケア援助特論		1		
			腫瘍学特論		2		
			病態治療特論		2		
			成人看護学演習		2		
			急性期看護学演習		2		
			アドバンスト・フィジカルアセスメント演習		1		
			クリティカルケア看護学演習		2		
			慢性期看護学演習		2		
			がん看護学演習Ⅰ		2		
			がん看護学演習Ⅱ		2		
			急性期看護学実習		6		
			がん看護学実習Ⅰ		2		
			がん看護学実習Ⅱ		4		
		精神看護学領域	精神看護学特論Ⅰ		2		
			精神看護学特論Ⅱ		2		
			精神看護学特論Ⅲ		2		
			精神看護学特論Ⅳ		1		
			精神看護学特論Ⅴ		2		
			精神看護学特論Ⅵ		2		
			精神看護学演習Ⅰ		2		
			精神看護学演習Ⅱ		2		
			精神看護学演習Ⅲ		2		
			クリティカル精神看護学演習		1		
			リハビリテーション精神看護学演習		1		
			精神看護学実習Ⅰ		2		
			精神看護学実習Ⅱ		4		
		看護技術学領域	看護技術学特論Ⅰ		2		
			看護技術学特論Ⅱ		2		
			看護技術学演習Ⅰ		2		
			看護技術学演習Ⅱ		2		
	看護マネジメント分野	看護教育・管理 学領域	看護教育・看護マネジメント学特論	2			
			看護教育学特論	2			
			看護マネジメント学特論	2			
			看護教育・看護マネジメント学演習	2			
			看護教育学演習	2			
			看護マネジメント学演習	2			
	研究		特別研究		8		
			課題研究		4		

附則別表 6 看護学研究科看護学専攻〔博士前期課程〕

(単位)

区分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
研究科連携科目	—	4	—	4
専門教育科目	4	20	—	24
専門基礎科目	4	4	—	8
専門科目	—	16	—	16
選択する領域・分野から	—	8	—	8
研究	—	8	—	8
合 計	4	26	—	30

(専門看護師の認定を希望する場合)

(単位)

区分	必修科目	選択科目	自由科目	合計
研究科連携科目	—	4	—	4
専門教育科目	4	24	—	28
専門基礎科目	4	4	—	8
専門科目	—	20	—	20
選択する領域・分野から	—	16	—	16
研究	—	4	—	4
合 計	4	30	—	34

附則別表 7 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分	授業科目名	区分及び単位数			修了要件
		必修	選択	自由	
研究科連携科目	国際関係特論		2		4 単位以上
	少子高齢社会特論		2		
	健康福祉政策特論		2		
	地域経済政策特論		2		
	ヒューマニティ特論		2		
	コミュニケーション特論		2		
	連携プロジェクト演習		2		
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	2		4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
	展開科目	デザイン研究法		2	
		デザインマネジメント特論		2	
		建築計画特論		2	12 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		建築環境学特論		2	
		建築構造デザイン特論		2	
		日本建築史特論		2	
		景観デザイン特論		2	
		地域環境評価特論		2	
		環境共生デザイン特論		2	
		環境マネジメント特論		2	
		製品造形特論		2	
		製品評価特論		2	
		メカトロニクス特論		2	
		インタフェースデザイン特論		2	
		製品デザイン特論		2	
		感性価値特論		2	
		認知・感性科学特論		2	
		インタラクションデザイン特論		2	
		形状情報処理特論		2	
		映像デザイン特論		2	
		ビジュアルデザイン特論		2	
		コンピュータショナル・アート特論		2	
		現代芸術特論		2	
		メディアプロデュース特論		2	
		地域ブランド構築特論		2	
		デザイン特別演習	2		
	実践科目	地域プロジェクト演習	2		4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		地域創成デザイン特別セミナー A		2	
		地域創成デザイン特別セミナー B		2	
		インターンシップ I		2	
		インターンシップ II			4
	修了研究	特別研究	6		6 単位

附則別表 8 デザイン研究科デザイン専攻〔博士前期課程〕

区分		授業科目名	区分及び単位数			修了要件
			必修	選択	自由	
研究科連携科目		国際関係特論		2		4 単位以上
		少子高齢社会特論		2		
		健康福祉政策特論		2		
		地域経済政策特論		2		
		ヒューマニティ特論		2		
		コミュニケーション特論		2		
		連携プロジェクト演習		2		
専門教育科目	基本科目	デザイン特論	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		デザイン研究法		2		
		デザインマネジメント特論		2		
	展開科目	建築計画特論		2		12 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		建築環境学特論		2		
		建築構造デザイン特論		2		
		日本建築史特論		2		
		景観デザイン特論		2		
		地域環境評価特論		2		
		環境共生デザイン特論		2		
		環境マネジメント特論		2		
		製品造形特論		2		
		製品評価特論		2		
		メカトロニクス特論		2		
		インタフェースデザイン特論		2		
		製品デザイン特論		2		
		感性価値特論		2		
		認知・感性科学特論		2		
		インタラクションデザイン特論		2		
		形状情報処理特論		2		
		映像デザイン特論		2		
		ビジュアルデザイン特論		2		
		コンピュテショナル・アート特論		2		
		現代芸術特論		2		
		メディアプロデュース特論		2		
		地域ブランド構築特論		2		
		地域イノベーション特論		2		
		デザイン特別演習	2			
	実践科目	地域プロジェクト演習	2			4 単位以上 (必修 2 単位を含む)
		地域創成デザイン特別セミナー A		2		
		地域創成デザイン特別セミナー B		2		
		インターンシップ I		2		
		インターンシップ II			4	
	修了研究	特別研究	6			6 単位